

掛川市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の一部改正

掛川市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成30年6月22日施行）の一部を次のように改正する。

第2に次のように加える。

(6) この要綱において「高齢者のみが居住する住宅等」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、次に掲げる高齢者等が居住するものをいう

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における障害の級別が1級又は2級に該当するものが居住するもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの

エ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項に規定する療育手帳の交付を受けている者が居住するもの

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

(7) この要綱において「60歳以上の者が居住する住宅」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、60歳以上の者が居住する住宅であって、前号に規定するもの以外の住宅をいう。

(8) この要綱において「一般住宅」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、前2号に規定するもの以外の住宅をいう。

(9) この要綱において「在宅避難促進割増の条件」とは、次に掲げる要件をいう

ア 耐震診断の結果、耐震評点が0.7未満と判定された既存木造住宅であること。

イ 耐震改修により、耐震評点1.2以上かつ2階の耐震評点1.0以上にすること。

ウ 家具の固定等を行う住宅であること。

エ 耐震改修のPRを行う住宅であること。

第3の(2)を次のように改める。

(2) 補助額

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一般住宅 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4を乗じて得た額に50万円を加算

した額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とし、上限は100万円（当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅である場合にあっては、115万円）とする。

イ 60歳以上の者が居住する住宅 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4を乗じて得た額に60万円を加算した額のいずれか少ない額とし、上限は110万円（当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅である場合にあっては、125万円）とする。

ウ 高齢者のみが居住する住宅等 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4に乘じて得た額に70万円を加算した額のいずれか少ない額とし、上限は120万円（当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅である場合にあっては、135万円）とする。

附則第1項中「令和2年度分」を「令和3年度までの分」に改め、附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

[改正後]

掛川市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、地震発生時における既存木造住宅及び木造住宅の倒壊による災害を防止するため、木造住宅耐震補強事業を実施する当該既存木造住宅及び木造住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「既存木造住宅」とは、木造住宅のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第2項に規定する既存建築物

イ 気候、風土、気象条件、立地条件等により市長が危険であると認める建築物

(2) この要綱において「木造住宅」とは、木造軸組工法で建築され、継続して居住のために利用する建築物をいう。

(3) この要綱において「木造住宅耐震補強事業」とは、同一年度内に既存木造住宅の耐震補強計画の策定及び当該既存木造住宅の耐震補強工事（当該工事に係る設計を含む。）を連続して実施する事業のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 掛川市木造住宅耐震補強計画策定費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第96号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

イ 掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第68号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(4) この要綱において「耐震補強計画」とは、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と判定された既存木造住宅を耐震評点が1.0以上の既存木造住宅とするための補強計画（耐震評点が0.3以上向上する補強計画に限る。）で、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が次のいずれかの方法により算定した補強計画をいう。

ア 基本方針の別添の指針による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）

イ アと同等以上の効果が認められるものとして市長が認めるもの

(5) この要綱において「耐震補強工事」とは、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震補強計画に基づく工事（耐震評点が0.3以上上がるものに限る。）をいう。

(6) この要綱において「高齢者のみが居住する住宅等」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、次に掲げる高齢者等が居住するものをいう

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における障害の級別が1級又は2級に該当するものが居住するもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの

エ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項に規定する療育手帳の交付を受けている者が居住するもの

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

(7) この要綱において「60歳以上の者が居住する住宅」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、60歳以上の者が居住する住宅であって、前号に規定するもの以外の住宅をいう。

(8) この要綱において「一般住宅」とは、木造住宅耐震補強事業の対象となる既存木造住宅のうち、前2号に規定するもの以外の住宅をいう。

(9) この要綱において「在宅避難促進割増の条件」とは、次に掲げる要件をいう

ア 耐震診断の結果、耐震評点が0.7未満と判定された既存木造住宅であること。

イ 耐震改修により、耐震評点1.2以上かつ2階の耐震評点1.0以上にすること。

ウ 家具の固定等を行う住宅であること。

エ 耐震改修のPRを行う住宅であること。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

木造住宅耐震補強事業に要する経費

(2) 補助額

次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一般住宅 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4を乗じて得た額に50万円を加算した額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とし、上限は100万円（当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅で

ある場合にあつては、115万円) とする。

イ 60歳以上の者が居住する住宅 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4を乗じて得た額に60万円を加算した額のいずれか少ない額とし、上限は110万円(当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅である場合にあつては、125万円) とする。

ウ 高齢者のみが居住する住宅等 (1)に掲げる経費と(1)に掲げる経費に10分の4に乗じて得た額に70万円を加算した額のいずれか少ない額とし、上限は120万円(当該住宅が在宅避難促進割増の条件を満たす住宅である場合にあつては、135万円) とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書(概算)の写し

エ 耐震補強工事に要する経費の見積書(概算)の写し

オ 付近見取図及び配置図

カ 耐震診断結果報告書

キ 耐震補強工事予定建築物の各階平面図

ク 既存木造住宅にあつては、建築年次を証明する書類

ケ 当該建築物の所有者を証明する書類

コ 居住者による申請の場合にあつては、所有者の承諾書

サ 補助額の上乗せを申請する場合にあつては、家族構成報告書(様式第3号)及び上乗せ要件を証明する書類

シ 申請建物の外部2方向及び内部2箇所程度の写真

ス 静岡県耐震補強相談士証の写し

セ その他市長が必要を認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第4号)

イ その他市長が必要と認める書類

第6 補助事業の廃止又は中止

(1) 提出書類 1部

廃止（中止）届出書（様式第5号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第7 設計確認

(1) 提出書類 各1部

- ア 耐震補強計画確認依頼書（様式第6号）
- イ 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し
- ウ 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- エ 耐震診断結果報告書の写し
- オ 耐震補強計画結果報告書の写し
- カ 耐震補強計画平面図
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第7号）
- イ 耐震補強計画等の策定に要した経費の領収書等の写し
- ウ 耐震補強工事に要した経費の領収書等の写し
- エ 耐震診断結果報告書の写し（耐震補強計画確認依頼書の内容に変更があった場合に限る。）
- オ 耐震補強計画結果報告書の写し（耐震補強計画確認依頼書の内容に変更があった場合に限る。）
- カ 耐震補強計画平面図（耐震補強計画確認依頼書の内容に変更があった場合に限る。）
- キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し又は施工箇所ごとの施工状況の分かる写真
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度

の末日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

附 則

この要綱は、平成30年度から令和3年度までの分の補助金に適用する。

附 則

この改正は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金に適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

様式第1号

掛川市木造住宅耐震補強事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
申請者 氏名
電話

年度において木造住宅耐震補強事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書(概算)の写し <input type="checkbox"/> 耐震補強工事に要する経費の見積書(概算)の写し <input type="checkbox"/> 付近見取図及び配置図 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図 <input type="checkbox"/> 既存木造住宅にあつては、建築年次を証明する書類 <input type="checkbox"/> 当該建築物の所有者を証明する書類 <input type="checkbox"/> 居住者による申請の場合にあつては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 補助額の上乗せを申請する場合にあつては、家族構成報告書(様式第3号)及び下記のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 60歳以上であることが確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 65歳以上であることが確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 障害者等であることが確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 申請建物の外部2方向及び内部2箇所程度の写真 <input type="checkbox"/> 静岡県耐震補強相談士証の写し <input type="checkbox"/> その他()	

事業計画書

住宅の住所	掛川市 (自己居住・他者居住)				
種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋				
建築時期	年 月				
回数及び面積	階建て 1階 m ² 2階 m ²				
耐震診断結果等	耐震評点	X方向	点	Y方向	点
	耐震診断の種類	<input type="checkbox"/> わが家の専門家診断事業 <input type="checkbox"/> その他()			
	診断者氏名				
	資格	静岡県耐震診断補強相談士		第	号
		(級)建築士()登録		第	号
	建築士事務所名				
耐震診断結果等 (設計及び監理)	診断者氏名	□診断者と同様			
	資格	静岡県耐震診断補強相談士		第	号
		(級)建築士()登録		第	号
	建築士事務所名				
耐震改修工事	代表者氏名				
	資格	建築業の許可()		第	号
		営業所名 担当者氏名			
事業着手日及び 完了予定日	耐震補強計画	年 月 日 ~ 年 月 日			
	耐震補強工事	年 月 日 ~ 年 月 日			
補助対象経費 (見積り金額)	耐震補強計画等				円(税込み)
	耐震補強工事				円(税込み)
	合計				円(税込み)

家族構成報告書

1	申請者	氏名	
		生年月日	年 月 日 (歳)
2	同居家族	氏名	
		生年月日	年 月 日 (歳)
3	同居家族	氏名	
		生年月日	年 月 日 (歳)
4	同居家族	氏名	
		生年月日	年 月 日 (歳)
5	同居家族	氏名	
		生年月日	年 月 日 (歳)

この住宅に居住するものは上記のとおり相違ありません。

申請者名



添付書類(下記のいずれか)

- 60歳以上であることが確認できる書類
- 65歳以上であることが確認できる書類
(年金受給者証の写し、健康保険証の写し、運転免許証の写し等)
- 障害者等であることが確認できる書類の写し
(障害者手帳の写し等)
- その他

木造住宅耐震補強事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
申請者 氏名 ④
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅耐震補強事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	
補 助 金 額 等	交付決定済補助金額 円 変更交付申請額 円 差引増減額(△) 円
添 付 書 類	

木造住宅耐震補強事業廃止(中止)届出書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
届出者 氏名
電話

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅耐震補強事業を次のとおり廃止(中止)したいので届け出ます。

住宅の所在地	掛川市
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 中止
理由	

耐震補強計画確認依頼書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
依頼者 氏名 ④
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅耐震補強事業の耐震補強計画が完了したので、確認されるよう関係書類を添えて依頼します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し
- (3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- (4) 耐震補強計画結果報告書の写し
- (5) 耐震補強計画平面図
- (6) その他

上記依頼事項について確認しました。

年 月 日

確認(検査)担当者 ④

確認結果の意見

完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
報告者 氏名
電話

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅耐震補強事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 実施期間

耐震補強計画 年 月 日から 年 月 日まで
耐震補強工事 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 耐震補強計画等の策定に要した経費の領収書等の写し
- (2) 耐震補強工事に要した経費の領収書等の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し(依頼書の内容に変更があった場合に限り。)
- (4) 耐震補強計画結果報告書の写し(依頼書の内容に変更があった場合に限り。)
- (5) 耐震補強計画平面図(依頼書の内容に変更があった場合に限り。)
- (6) 工事監理報告書の写し又は施工箇所ごとの施工状況の分かる写真
- (7) その他

上記報告事項について確認しました。

年 月 日

審査(検査)担当者

㊟

審査結果の意見

請 求 書

金 円
ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた木造住宅
の耐震補強工事の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所
請求者 氏名
電話



振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
氏名			